

- 型式指定審査の一環として、メーカーが提出するデータの測定時に、機構が抜き打ちでの立ち会い等によるチェックを実施し、問題がある場合には、機構が不正の有無について技術的検証を実施。
- 検証の結果不正が発見された場合には、不正内容の公表、当該型式指定申請の却下等を行うこととする。
- 不正を行ったメーカーに対しては、以後の型式指定審査において、一定期間、機構が立ち会う審査を増やす等、審査を厳格化する。
- 国が行う型式指定に係る監査において、工場の生産ラインからの実車抜き取りによる確認やメーカーの型式指定申請プロセスのチェック等を実施することにより、型式指定取得後も不正の有無を確認するとともに、不正があった場合の対応をルール化する。

不正行為を抑止する型式指定審査

- 1) メーカー提出データに関するチェック【機構】
 - ・データ測定現場への抜き打ちでの立ち会い等による確認を実施
- 2) メーカー提出データの不正の有無の検証【機構】
 - ・機構が技術的検証を実施
 - ・検証の間、当該メーカーの審査の一時停止
- 3) 当該不正に対する制裁措置【国】
 - ・不正内容の公表
 - ・当該型式指定申請の却下
 - ・並行して行っている他車種の審査の一時停止 等
- 4) 不正を行ったメーカーに対するその後の審査の厳格化
 - ・機構が立ち会う審査の増加 等 【機構】

型式指定後のチェック（市場投入後）

- 5) 型式指定取得後の監査・調査【国】
 - ・生産ラインからの実車抜き取り確認
 - ・メーカーの型式指定申請プロセスのチェック
 - ・使用過程車に対する抜き打ちでの路上試験による排出ガスの確認 等
- 6) 不正を行ったメーカーに対する措置【国】
 - ・保安基準不適合のおそれがある場合や燃費に関する不正がある場合の対応のルール化

※ 不正な計測に基づく申請に対する法令上の不利益処分や罰則等の導入の可能性について、更に検討する。

※ 試験法の国際基準調和を進める観点から、乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)の早期導入を図る(2016年内に改正、2018年以降適用予定)。

※ 国際的な相互承認項目については、国際協定に基づき対応(ブレーキ等)。